

発行 和束町商工会 令和2年7月22日
〒619-1212 京都府相楽郡和束町釜塚京町19
☎0774-78-3321 📠0774-78-4030
✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp
🌐https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/



facebook



プラスチック製買物袋の有料化 ~2020年7月1日スタート~



プラスチック製買物袋を扱う小売業を営むすべての事業者

対象
となる
事業者



① **小売業**を行うか

主な業種が小売業でない事業者(製造業やサービス業など)も**事業**の一部として小売業を行っている場合は**対象**。



② **事業**であるか

反復継続性 などをもとに総合的に判断

【対象外となる例】学園祭における模擬店

有料化の対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋です。

対象
となる
袋



プラスチック製買物袋

本制度の**対象**



紙袋

布の袋

持ち手のない袋

本制度の**対象外**



有料化の対象外となる買物袋

① **プラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの**

繰り返し使用が可能であることから、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与するためです

② **海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの**

微生物によって海洋で分解されるプラスチック製買物袋は、海洋プラスチックごみ問題対策に寄与するためです

③ **バイオマス素材の配合率が25%以上のもの**

植物由来がCO2総量を変えない素材であり、地球温暖化対策に寄与するためです

価格も売り上げの用途も、事業者自ら設定することとなります。

ただし、1枚あたりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化にあたりません。複数枚のプラスチック製買物袋を提供する際、1枚ごとに価格を設定しなければなりません。

価格設定

お問合せ



消費者
向け

レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-080180



事業者
向け

レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-000930

経済産業省
レジ袋有料化
に関するHP

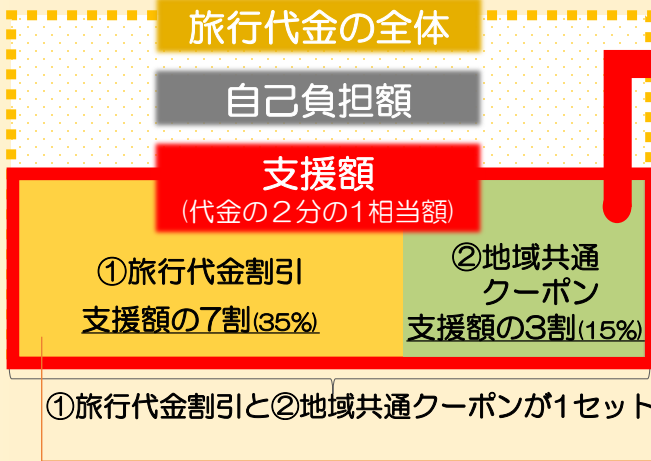


https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

Go To トラベル事業について

◆Go To トラベル事業の概要

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- 支援額の内、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- 一人一泊あたり2万円が上限（日帰り旅行については、1万円が上限）
- 連泊制限や利用回数の制限なし。



【地域共通クーポン】

- ・1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。(1,000円未満は四捨五入)
- ・支援額3割を地域共通クーポンとして利用者に配布。
- ・地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。
- ・事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

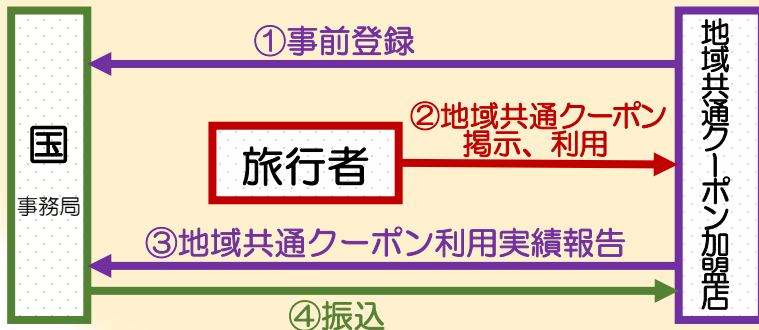
◆事業開始は、令和2年7月22日(水)から。

- 海の日を含む7月4連休の前日の7月22日以降に開始する旅行代金の割引を先行的に開始。
(35%割引(代金の1/2相当額×7割) ※この場合、支援額一人一泊あたり1万4千円が上限(日帰り旅行については、7千円が上限)
- 7月22日以降の旅行を既に予約している方々については、旅行後の申請により割引分を還付。
※還付申請の対象となる旅行商品は、本事業の登録参加事業者が販売するものに限り、本事業の割引支援の対象となるものに限る。
- 7月27日(月)以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施。
※本事業の参加事業者登録の前に、割引価格での旅行の販売を行うことは不可。旅行の予約の時点で登録ができていない場合であっても還付の申請はできる。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはならない。

◆地域共通クーポンについて

- 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- 旅行先の都道府県+隣接都道府県において旅行期間中に限って使用可能。

◆地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ



Go To トラベル事業関連情報 (観光庁)

Go To トラベル事業につきましては、下記のHPをご参照ください。

https://www.milt.go.jp/kankocho/page01_000637.html

【問合せ先】
近畿運輸局 観光部 観光地域振興課
TEL: 06-6949-6411
問い合わせ対応時間 9:00~17:00

京都府子育てにやさしい職場環境づくりサービス創造補助金のご案内

●補助対象となる事業 以下の①～⑤の要件をすべて満たす事業が対象です。

- ①労働者の職業生活・家庭生活の両立支援に役立つサービスを府内企業等に対して提供する事業であること
 (事業例) ◇子連れコワーキングスペース、子連れシェアオフィス及びレンタルオフィス等の設置・運営
 ◇子育て中でもキャリアアップできる仕組みの提案
 ◇助産師、看護師等による育児相談サービス ◇テレワークシステムの提案・提供
 ◇育児復帰時研修や、男性育休の取得促進に向けた経営者向け研修等、各種研修サービス
 ◇リバイバル休暇制度など、仕事と家庭の両立支援に役立つ制度の導入提案
- ②京都府内で実施する事業であること
- ③本事業の公募開始日以降～補助事業完了日までに、新たに実施する事業であること
- ④公序良俗に反する事業でないこと
- ⑤公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断される事業でないこと

●補助額 補助対象経費の2分の1以内(上限:300万円) 補助金は予算の範囲内で交付し、申請多数の場合等は、補助金の減額又は不採択となることがあります

●申請期限 令和2年7月13日(月)～令和2年8月21日(金) 当日必着

●お問合せ 京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課 TEL 075-414-5085
 【受付時間 月曜～金曜(祝日・年末年始除く)8時30分～12時、13時～17時15分】

●詳細は京都府HPでご確認ください⇒<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/sa-bisusouzou/hozyokin.html>

家賃支援給付金に関するお知らせ

経済産業省 中小企業庁 家賃支援給付金 に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？
 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

- 支給対象** (①②③すべてを満たす事業者)
- ①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
 - ②**5月～12月**の売上高について、
 ・**1カ月**で前年同月比 **▲50%以上** または、
 ・**連続する3カ月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
 - ③**自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い**

給付額
 法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。
算定方法 **申請時の直近1カ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 **裏面へ**

よくあるお問い合わせ

- Q1.申請に必要な書類を教えてください。**
 A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
 ①賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)
 ②申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)
 ③本人確認書類(運転免許証等)
 ④売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等) } 持続化給付金と同様
- Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？**
 A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。(なお、給付額は申請時の直近1カ月における支払賃料に基づき算定されます。)
- Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額(月額)の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？**
 A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。
- Q4.自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？**
 A4.対象ではありません。
- Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？**
 A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限りです。
- Q6.借地の賃料は対象ですか？**
 A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するかどうかは問いません。(例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料)
- Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？**
 A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。
- Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？**
 A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター
0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:00)

雇用調整助成金の受給額の上限引き上げについて

雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10 (100%) に拡充します

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です
- すでに支給した方・申請済みの方にも適用されます(裏面へ)
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

「解雇等せず雇用維持に努める」とは

- 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- 差額(追加支給分)も含めて支給します
※ 審査の状況によっては、差額(追加支給分)を令和2年7月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の手続きは「不要」です
- すでに支給した額との差額(追加支給分)は後日支給します
差額(追加支給分)は令和2年7月以降順次にお支払しますので、今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し(増額し)従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の手続きが「必要」です
- 令和2年9月30日までに次の書類をご提出ください
「再申請書(様式)」、「支給要件確認申請書(様式)」、「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」、「休業させた日や時間がわかる書類(対象労働者を増やした場合)」

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

雇用調整助成金

検索

新型コロナウイルス対策融資 実質無利子化 情報

[2020.7.20現在]

	概要・使用用途・融資期間等	融資利率及び信用保証料率	融資限度額	相談窓口
① 京都府・京都市 新型コロナウイルス感染症 対応資金	<p>京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の市町村長の認定を受けた方</p> <p>・運転資金、設備資金10年以内 (原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、5年以内の据置可)</p>	<p>・融資利率：年0.9% (固定金利) ・保証利率：年0.85% (※経営者保証別枠対応を適用する場合は1.05%)</p> <p>以下の要件を満たす場合、保証料(全期間)及び利子(当初3年間)の補給あり</p> <p>・個人事業主売上高▲5%…保証料及び利子の全額 ・小・中規模事業者売上高▲5%…保証料の1/2 ・売上高▲15%…保証料及び利子の全額</p> <p>※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>	<p>4,000万円 (改正前3000万円)</p> <p>・無担保 ・保証協会の信用保証が必要</p>	<p>民間金融機関 新型コロナウイルス感染症対応資金 取扱金融機関</p> <p>〈実施期間 令和2年12月31日 保証申込受付分まで〉</p>
② 新型コロナウィルス対策 マル経融資	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方。 (商工会が実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。)</p> <p>設備資金10年以内 (うち償還4年以内別枠の1000万円以内) 運転資金7年以内 (うち償還3年以内別枠の1000万円以内)</p>	<p>・当初3年間 基準金利 - 0.9% (別枠の1000万円以内) ※注意 ・4年目以降 基準金利 【基準金利1.21% 2020年7月1日現在】</p> <p>※注意 ①「基準金利-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 ②一部の対象者については、基準金利-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となります。</p>	<p>1,000万円 (別枠)</p> <p>・無担保</p>	<p>日本政策金融公庫 (和東町商工会)</p>
③ 新型コロナウィルス感染症 特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症をうけ、一時的に業況悪化を期している方であって、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方。 ①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している。 ②業歴3カ月以上1年1カ月前未済の場合は、最近1カ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している。 1)過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高 2)令和元年12月の売上高 3)令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>設備資金20年以内 (うち償還期間5年以内) 運転資金15年以内 (うち償還期間5年以内)</p>	<p>・4,000万円以下 当初3年間 基準(災害) - 0.9% 3年経過後 基準(災害)</p> <p>・4,000万円超は全期間 基準(災害)</p> <p>※ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする、利子補給の制度(特別利子補給制度)が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間が実質的に無利子でご利用いただけます。</p>	<p>8,000万円 (別枠) (改正前6000万円)</p> <p>・無担保</p>	<p>日本政策金融公庫</p>